

京都市上下水道局告示第39号

下記の京都市指定給水装置工事事業者について、京都市指定給水装置工事事業者規程第9条の規定に基づき、指定の効力を一時停止するので、同規程第10条第4号の規定に基づき、告示します。

令和4年11月10日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 指定効力停止対象事業者

京都府城陽市市辺西川原96番地7

有限会社末廣設備工業

代表取締役 末廣 ヨゼフ

2 指定効力停止期間

令和4年11月10日から令和5年2月9日まで

(上下水道局水道部水道管路課)